

【土砂検定 要領一覧表】

2010年5月現在

受入先		横浜市港湾局 (財)横浜港埠頭公社	(株)建設資源広域利用 センター (UCR)	川崎市 (東扇島)	川崎市 (浮島/建設発生土)	川崎市 (浮島/しゅんせつ土砂)	東京港埠頭株式会社 (中防内側受入基地)	財団法人東京都 (新海面処分場及び中央防波堤外側埋立地)	財団法人東京都 新都市建設公社	千葉県	栃木県・茨城県	
分析に基づく要項		平成21年度 建設発生土受入手続	UCR受入地利用案内 平成21年度版	川崎市中継ヤード(東 扇島)建設発生土に係 る検定試験実施要領	浮島指定処分地建設発 生土に係る検定試験実 施要領	浮島指定処分地建設発 生土に係る検定試験実 施要領	中防内側受入基地への建設発生土受 入要項	新海面埋立地及び中央防波堤外 側埋立地(その1)地区への建設 発生土受入要項	東京都建設発生度再利用セ ンター利用要領	千葉県土砂等の埋立て等 による土壌の汚染及び災 害の発生防止に関する 条例	・栃木県土砂等の埋立て等によ る土壌の汚染及び災害の発生 防止に関する条例 ・茨城県土砂等による土地の埋 立て等の規制に関する条例	
分析の有無判断基準		1,000m ³ 以上発生 1,000m ³ 未満の工事でも河川、工場 用地、工場跡地及び研究施設等より 発生する場合は試験を実施する	土量に係わらず	河川、建築物跡地、工 業用地、工場跡地等よ り発生し、 ①2,500m ² 以上で1,000 m ³ 以上：全項目を試験 ②2,500m ² 未満で 1,000m ³ 以上：ダイオキ シン類以外を試験 ③2,500m ² 以上で1,000 m ³ 未満：DXNのみを試 験 ※砒素は臨海部より発生 の場合は土量に係らず試 験	①1,000m ³ 以上の全 ての工事で2,500m ² 以上 発生：全項目を試験 ②1,000m ³ 未満の工 事で、 ・河川、工場用地、工場 及び建物跡地等から発 生：全項目を試験 ・臨海部より発生：砒 素のみを試験 ③2,500m ² 以上、 1,000m ³ 未満：DXNの み試験	土量に係わらず	以下のいずれかに該当する工事 ①建設発生土が発生する工事。(未 検定土の受入は不可) ②環境確保条例の指定作業場で施工 するもの。 ③ダイオキシン対策特別措置法に規 定する特定施設の敷地及び跡地内 で施工するもの。 ④河川(敷)(旧河川敷を含む)で施 工するもの。 ⑤工事場所がトンネル工事等であ るもの。	以下のいずれかに該当する工事 ①1件工事(1発生地)で500m ³ 以上の建設発生土が発生する工 事。 ②環境確保条例の指定作業場で 施工するもの。 ③ダイオキシン対策特別措置法に 規定する特定施設の敷地及び 跡地内で施工するもの。 ④河川(敷)(旧河川敷を含む) で施工するもの。 ⑤工事場所がトンネル工事等 であるもの。	以下のいずれかに該当する 工事 ①河川(敷)を工事場所と する場合 ②500m ³ 以上発生 ③工事場所がトンネル、 シールド工事等の場合 ※ダイオキシン試験については、 ダイオキシン対策特別措置法の特 定施設の敷地及び跡地での工事、 環境確保条例の指定作業場の敷 地及び跡地での工事、河川・港湾 ・湖沼から発生する水底土砂を搬 入する工事についてのみ実施する	土量に係わらず ※下記自治体については、県 条例適用除外日以降に許可を 受ける受入地は各自自治体の条 例が適用される。 千葉市・船橋市・芝山町・佐 倉市・成田市・神崎町・八街 市・銚子市・東金市・山武 市・木更津市	土量に係わらず	
分析検体数 判定基準	ダイオキシン 類以外	2,500m ² 毎に1箇所	5,000m ³ 毎に1箇所	一般項目：50mメッシュに1箇所を目安に採 取。なお、2,000m ³ 以上の工事は2,000m ³ 毎に1箇所ずつ追加分析	100mメッシュ毎に1箇 所採取。10,000m ² 以上 の工事は10,000m ² 増す 毎に1箇所追加分析	50mメッシュ且つ搬出土量2,500m ³ 毎に1箇所 トンネル工事、道路工事及び管路の工事等で50mメッシュ及び100mメッシュによ ることが適切でないものについては、延長300m間隔毎に1箇所	2,000m ² 毎に1箇所 トンネルや管路等の工 事は、延長300m毎に1箇所	5,000m ³ 毎に1箇所	5,000m ³ 毎に1箇所(栃木) 3,000m ² 毎に1箇所(茨城)			
	ダイオキシン 類	100mメッシュ毎に1箇所(延長が 長く幅員が狭い場合、特例措置があ るために必要に応じ事前協議を行う)	利用案内記載の 物理試験に準ずる	ダイオキシン類は50mメッシュに1箇所を目安 に採取。以下、面積が2500m ² 増す毎に1箇 所追加分析		100mメッシュ毎に1箇所	2,000m ² または延長300 m未満の場合、最低1箇所					
分析試料 採取条件	採取場所	地表面より50cm前後(ダイオキシン類は 地表面より15cm以内)	深さは10~30cm程度	地表面より50cm前後(ダイオキシン類は地表面より5cm前後)	掘削断面が1m未満の場合は表層より 掘削断面が1mを超えるもの は、表層及び表層から1mの 2箇所から採取する。 その2箇所が基準を下回れ ば、掘削断面が2mを超える ものでも、深度方向のそれ以 上の採取を省略可能	地表面より50cm前後(ダイオキシン類は表層5cm前後)	地表面より50cm前後(ダイオキシン 類は地表面より5cm前後)	5地点混合	5地点混合			
		トンネル工事・シールド工事等の 場合は、断面内又はその付近より 採取 掘削深度が大きい場合は深度方 向に2箇所以上採取(掘削深度 5mを超える場合)	搬出先により、5箇所採取 し、混合し、1試料とする 5地点混合(揮発物質を 除く)	シールド工事の場合は断面内又はその付近より 採取 掘削断面が大きい場合は市の指示に従う	掘削断面が1mを超えるもの は、表層及び表層から1mの 2箇所から採取する。 その2箇所が基準を下回れ ば、掘削断面が2mを超える ものでも、深度方向のそれ以 上の採取を省略可能	掘削断面が大きい場合は市の指示に従う	掘削断面が大きい場合は市の指示に従う	トンネル工事等の地中内の掘削工事の場合は、断面内またはその付近 より採取	トンネル工事等の地中内の掘削工事の場合は、断面内 またはその付近より採取	5箇所採取し、混合し、 1試料とする。	5箇所採取し、混合し、 1試料とする。	
	採取者	第3者機関(申込前3ヶ月以内に実施)	指定無し	指定無し(申込前3ヶ月以内に実施)			採取箇所及び採取地点は事前に東京港埠頭株式会社へ相談し決定する	検定試験の実施前に施行図 面等を再利用センターに提 出し、試料採取方法等の確 認を受けること				
	採取写真	必要なし (但し、検査時に指摘される可能性有り)	必要 (撮影方法指定あり)	必要なし (但し、検査時に指摘される可能性有り)			必要なし	必要なし	必要	必要		
分析項目数(詳細別紙)		37項目	搬出先により異なりますので、 UCRのHPよりご確認ください。	36項目	37項目	45項目	36項目	28項目	28項目			
発行書類	オオスミ 発行分	・検定試験表 ・採取平面図	・地質分析(濃度)結果証明書 ※オオスミ採取の場合 下記書類も発行可 ・採取平面図 ・検査試料採取調書	・検定試験表 ※オオスミ採取の場合下記書類も発行可 ・採取平面図		・土壌検定試験書 ※オオスミ採取の場合下記書類も発行可 ・採取平面図	・土質検定試験書 ※オオスミ採取の場合 下記書類も発行可 ・採取平面図	・地質分析(濃度)結果証明書 ※オオスミ採取の場合 下記書類も発行可 ・採取平面図 ・検査試料採取調書(栃木) ・土壌調査試料採取報告書(茨城)	・地質分析結果証明書 ※オオスミ採取の場合 下記書類も発行可 ・採取平面図/現場写真 ・検査試料採取調書(栃木) ・土壌調査試料採取報告書(茨城)			
	工事 請負業者 *詳細は、 受入窓口に ご確認ください。	・副申書 ・建設発生土搬入申込書 ・建設発生土搬入車両登録書 ※10,000m ³ 以上発生する場合は 下記書類も提出 ・事前協議書 ・建設発生土搬出計画書 など	・土砂搬入申込書 ・発券申請書 ・土質調査表 ・土質試験結果 ・土砂搬入計画表 ・土砂等発生元証明書など	・建設発生土受入申込書 など		・建設発生土搬入兼カード申込書 など ※土質検定試験が不要の場合は下記書類を提出 ・土壌調査書	・再利用センター利用申請書 など ※土質検定試験が不要の場合は 下記書類を提出 ・土質調査書	・土砂等搬入届 ・土砂等発生元証明書 など	・土砂搬入申込書(栃木) ・土砂等発生元証明書(栃木) ・現況平面図(茨城) ・面積計算書(茨城) ・予定容量計算書(茨城) など			
分析納期	約2週間 ダイオキシン類約40日間	約2週間 ダイオキシン類約40日間	約2週間 ダイオキシン類約40日間	約2週間 ダイオキシン類約40日間		約2週間 ダイオキシン類約40日間	約2週間 ダイオキシン類約40日間	約2週間 ダイオキシン類約40日間	約2週間 ダイオキシン類約40日間			
分析に必要な土量	約2kg	約1~2kg(項目による)	約2kg			約2kg	約2kg	約1kg	約1kg			
試験の有効期限	申込前3ヶ月以内に実施	一部地域のみ、 採取日から6ヶ月間	申込前3ヶ月以内に実施			1年間						
受入窓口	横浜港埠頭公社 建設発生土受入事務所 045-671-0500	建設資源広域利用センター (UCR) 03-3270-0641	川崎市 建設緑政局 技術監理課 044-200-2764	川崎市 港湾局 044-200-3058		・申込受付 東京港埠頭株式会社 技術部計画調整課 03-3599-7383 ・受入管理 建設発生土管理事務所(有明事業係) 03-3529-0281	東京都建設発生土 再利用センター 03-3520-0982 財団法人東京都新都市建設公社 下水道部再資源利用課 042-648-9385	千葉県 環境生活部 廃棄物指導課 043-223-2641	栃木県環境森林部 廃棄物対策課 一般廃棄物担当 028-623-3107 茨城県生活環境部 廃棄物対策課 029-301-3033			